

北海道におけるまん延防止等重点措置

令和3年6月18日

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市内を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

なお、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。

措置区域

札幌市

※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。

※ その他の市町村のうち、特に緊急事態措置の下、特定措置区域としていた江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市及び旭川市（経過区域）においては、段階的緩和の観点から感染防止対策の一層の徹底を働きかける。

期 間

令和3年6月21日(月)～7月11日(日)

措置区域

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

要請内容

(外出の際は)

- ◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、遅延している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、リスク回避行動を徹底する。(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊産婦の方

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

(道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、帰省チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、特措法第24条第9項を参照してください。)

(飲食の際は)

- ◆20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない。(特措法第31条の6第2項)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第24条第9項)

- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。飲食店を利用する場合には、食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。('黙食～食事は静かに、会話はマスク～'の実践)(特措法第24条第9項)

期 間	6月21日(月)～7月11日(日)
対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 〔結核式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結核式場
要請内容	◆営業時間は、5時から20時まで。(特措法第31条の6第1項) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から19時までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。 (特措法第31条の6第1項) ※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手拭消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の徹底、換気の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道の通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする。 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(飲食～食事は除く)、会話はマスクの着用、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う ◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第31条の6第1項) ・従業員への検温確認 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手拭消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する啓蒙の徹底 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・面談の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の同席感染防止に効果のある措置を講じる ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第31条の6第1項) ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項) ※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する協力金の運の取扱い】

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 3万円～10万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

※ 6月20日までに販売されたものに限る。目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月21日以降、次の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。(7月12日以降も含む)

 人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限

5,000人

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸術・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が確保され、イベント中の発声がない場合に限る)、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」を取り扱うことを可とする。

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演・式典、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間で座席を1度空け、同一グループ5人以内に限る)内では座席間隔を空けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

要請内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を徹底する。(協力依頼)
- ◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。
(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は原則休止とし、全道・全国大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。
(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆道立施設及び市立施設は、原則、休館とする。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

期 間 6月21日(月)～7月11日(日)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗(生活必需物資を除く)	◆営業時間は20時までとする(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く	◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど	◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)及びカラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)	◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)及びカラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)
遊興施設	性風俗店、競馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなどサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時間の要請等にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューがある場合は対象外となります)

【大規模施設に対する協力金の額の計算】

大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数

テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数

※ 営業時間に占める時短の時間の割合

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

要請・
協力依頼
内容

施設の種別	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大声なし)、50%以内(大声あり)(特措法第24条第9項)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆(1,000㎡超の施設)20時までの締切(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの締切(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)及びカラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)
博物館等	博物館、美術館 など	◆映画館については、 (1,000㎡超の施設)21時までの締切(特措法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)21時までの締切(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業締切の要請等にご協力いただいた事業者には、支援金を支給
(他の支援メニューがある場合は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の額の取扱い】

大規模施設：1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時定率(※)×時定日数 テナント1日あたり2万円×面積/200㎡×時定率(※)×時定日数

※ 営業時間に占める時定の時間の割合

その他の市町村

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

要 請 内 容

(外出の際は)

- ◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、リスク回避行動を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊産婦の方

- ◆札幌市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

(道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、帰道チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。)

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

- ◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。('黙食～食事は静かに、会話はマスク～'の実践)

(特措法第24条第9項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

(特措法第24条第9項)

対象地域 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

期 間 6月21日(月)～7月11日(日)

対象施設 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

**要請・
協力依頼
内容**

- ◆営業時間は、5時から21時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は11時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
 - ・従業員への検査推奨
 - ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手洗い場の設置
 - ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他の感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・密接の発生を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の感染防止に効果のある措置を講じる(以下、協力依頼)
 - ・同一グループの入店は、原則4人以内
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ連絡システムの活用を呼びかけ
 - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(飲食～食事は静かに、会話はマスクへの実践)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する協力金の額の取扱い】

中小企業・個人事業者: 1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業: 1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

※ 6月20日までに販売されたものに限る。目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月21日以降、次の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。(7月12日以降も含む)

 人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)

5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸術・演習、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の飲食を伴う場合であっても、必要な感染防止策が確保され、イベント中の発声がない場合に限る。「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請内容

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

期 間

6月21日(月)～7月11日(日)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を徹底する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆特に経過区域では、入場整理など、感染防止対策を一層徹底する。(協力依頼)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。
(特措法第24条第9項)

期 間 6月21日(月)～7月11日(日)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染症対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆感染防止対策を徹底する。特に経過区域では、入場整理など、感染防止対策を一層徹底する。(協力依頼)